

2024 年
9 月 28 日

宮古市パートナーシップ・ ファミリーシップ制度導入から 1 周年を迎えました

宮古市は、市民一人ひとりの人権が守られ、あらゆる立場の人々が個人として尊重され、多様性を認め合う社会の実現を目指し、2023 年 9 月 28 日から「宮古市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を開始し、1 周年を迎えました。

この制度は、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し支え合うことを約束したお二人がパートナーシップにあることを宣誓する制度です。

性的マイノリティのカップルや事実婚のカップルなどが利用でき、お二人にお子さんや親ごさんがいる場合は、あわせてファミリーシップを宣誓することができます。

●●●●●● 事業者の皆様へのお願い ●●●●●●

この制度は、婚姻制度とは異なり、法律上の効力を生じさせるものではありませんが、人生のパートナーや大切な人たちとともに家族として暮らすことができるよう応援するものです。

受領証等の提示を受けられた際は、制度の趣旨をご理解いただき、日々の生活におけるご配慮や、本制度を活用できる機会を提供くださいますよう、ご協力をお願いいたします。

宮古市パートナーシップ・
ファミリーシップ制度の
詳細はこちらから



宮古市パートナーシップ制度

宣誓書受領証カード見本

第 号
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード
宮古市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要
綱に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したこ
とを証します

本人 **見 本** パートナー
年 月 日生 年 月 日生
宣誓日 年 月 日
宮古市長

受領証等の提示で利用可能なサービスの一例

行政サービス

県営・市営住宅への入居や市営合葬墓の利用、県立病院等における面会や病状説明を受けることができます。

民間サービス

一部の企業では、保険金の受取や配偶者と同様の補償、携帯電話の家族割適用、結婚祝い金や結婚休暇制度などの福利厚生を受けることができます。

※サービス導入の有無は、各自治体・企業によって異なりますので確認が必要です。

問い合わせ
・
宣誓の予約

宮古市市民生活部生活課 男女参画・協働推進係

〒027-8501 岩手県宮古市宮町一丁目 1 番 30 号

■ 電 話：0193-68-9080

受付時間 9 時～17 時（土・日・祝日・年末年始を除く）

■ メール：sekatsu@city.miyako.iwate.jp

